

駒ヶ根市地域公共交通協議会文書の公開に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、駒ヶ根市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）が保有する文書の公開に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文書 協議会が、協議会の運営上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって協議会が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

(2) 公開 協議会が、この要綱に基づき文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(公開の請求手続)

第3条 何人も、文書の公開を請求することができる。

2 文書の公開の請求は、駒ヶ根市地域公共交通協議会文書公開請求書（別記様式）により行うものとする。

(公開の手続)

第4条 協議会は、前条第2項の規定による請求を受理したときは、対象文書を特定し、個人情報その他法令の規定により公開すべきでないと認められる情報を除き、公開するものとする。

(公開の場所及び時間)

第5条 文書の公開に供する場所は協議会事務局とし、その時間は、協議会事務局の執務時間内とする。

(費用の負担)

第6条 文書の公開の方法が写しの交付による場合は、請求者は、その写しの作成に要する費用（郵送による交付の場合は、その実費を含む。）を負担しなければならない。この場合において、その費用の額は、駒ヶ根市の例によるものとする。

(この要綱の適用除外)

第7条 駒ヶ根市地域公共交通協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき公開されている会議録及び会議資料の写しの交付については、第3条第2項は適用しない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、文書の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月17日から施行する。

別記様式（第3条関係）

駒ヶ根市地域公共交通協議会文書公開請求書

年 月 日

（請求先）駒ヶ根市地域公共交通協議会会長

請求者 住所（所在）

氏名（名称）

連絡先

駒ヶ根市地域公共交通協議会文書の公開に関する取扱要綱第3条第2項の規定により、次のとおり請求します。

| | |
|----------------------|---|
| 公開を請求する文書の件名 又は内容 | (具体的に記入してください。) |
| 公開の方法 | (該当する方法に○印を付してください。 閲覧 写しの交付 写しの郵送 |

（備考） 写しの交付に要する費用（コピー代）及び郵送に要する費用は、請求者にご負担いただきます。